

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律 (抜粹)

第一条 略

大正七年法律第三二号

第一条ノ二

都道府県知事鳥獸保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更シタルトキハ延滞ナク之ヲ公表スルト共ニ環境大臣ニ報告スベシ

第一条ノ三

都道府県知事ハ当該都道府県ノ区域内ニ於テ著シク増加又ハ減少シタル鳥獸ガアル場合ニ於テ当該鳥獸ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シ長期的ナル観点ヨリ当該鳥獸ノ保護繁殖ヲ図ル為ニ必要アリト認ムルトキハ当該鳥獸ノ保護繁殖ニ関スル計画(以下特定鳥獸保護管理計画ト称ス)ヲ樹ツルコトヲ得

一 特定鳥獸保護管理ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス
一 保護管理スベキ鳥獸ノ種類(以下特定鳥獸ト称ス)

二 計画ノ期間

三 特定鳥獸ノ保護管理ガ行ハルベキ区域

四 特定鳥獸ノ保護管理ノ目標

五 特定鳥獸ノ数ノ調整ニ関スル事項

六 特定鳥獸ノ棲息地ノ保護及整備ニ関スル事項

七 其ノ他特定鳥獸ノ保護管理ノ為ニ必要ナル事項

特定鳥獸保護管理計画ハ鳥獸保護事業計画ニ適合スルコトヲ要ス
都道府県知事特定鳥獸保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスル場合ニ於テハ、関係地方公共団体ト協議スルト共ニ、第二項第三号ノ区域内ニ第八條ノ第一項ノ規定ニ依リ環境大臣ノ協議スルコトヲ要ス
又ハ特定鳥獸ガ第十二條第一項第二号ノ鳥獸ナルトキハ環境大臣ニ協議スルコトヲ要ス
都道府県知事特定鳥獸保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ、公聴会ヲ開キ利害関係者ノ意見ヲ聞き、且自然環境保全法第五十一條ノ規定ニ依リ置カレタル審議会其ノ他ノ合議制ノ機關ニ諮問スルコトヲ要ス
前條第四項ノ規定ハ特定鳥獸保護管理計画ニ之ヲ準用ス

以下略